

新潟東港簡易水道事業給水規程

P820-EW-01

平成26年 4月 1日



明和工業株式会社

新潟東港簡易水道事業給水規程

平成26年 4月 1日
明和工業株式会社

目次

- 第1章 総則（第1条 — 第5条）
- 第2章 給水装置の工事及び費用（第6条 — 第12条）
- 第3章 給水（第13条 — 第23条）
- 第4章 料金、加入金及び手数料（第24条 — 第34条）
- 第5章 管理（第35条 — 第39条）
- 第6章 貯水槽水道（第40条 — 第41条）
- 第7章 補則（第42条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、給水に係る料金及び給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（給水区域）

第2条 この水道事業の給水区域は、新潟東港臨海工業地帯のうち、次に掲げる区域とする。

（1）新潟市北区

太郎代の一部、島見町の一部、白勢町の一部、横土居の一部、笹山の一部及び浜浦の一部

（2）北蒲原郡聖籠町

東港、位守町、網代浜の一部、蓮潟の一部、別行の一部、蓮野の一部及び大夫興野の一部

（定義）

第3条 この規程において「給水装置」とは、配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

2 この規程において「消費税等相当額」とは、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税額に、地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税額を加えて得た額（この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）をいう。

（給水装置の種類）

第4条 給水装置は、次の5種類とする。

- （1）専用給水装置 1 事業所（世帯、戸）又は1か所で使用するもの
- （2）共用給水装置 2 事業所（世帯、戸）又は2か所以上で共用するもの
- （3）私設消火栓 消防用に使用するもの

(4) 特別給水装置 工事現場等で臨時に使用するもの

(5) 船舶給水装置 船舶に給水するもの

(船舶給水の経営の許可)

第5条 船舶給水を業として行おうとする者は、明和工業株式会社（以下「水道事業者」という。）が別に定めるところにより許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けた事項を変更しようとする者も、同様とする。

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込)

第6条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第117号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をしようとする者は、水道事業者の定めるところにより、あらかじめ水道事業者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 前項の申込みがあった場合で、水道事業者が必要と認めたときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(新設等の費用負担)

第7条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、水道事業者が特に必要があると認められたものについては、水道事業者においてその費用を負担することができる。

(給水管及び給水用具の指定)

第8条 水道事業者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取り付け口から水道メーター（以下「メーター」という。）までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 水道事業者は、水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取り付け口からメーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事の施工)

第9条 給水装置の設置又は変更の工事（以下「給水装置工事」という。）は、水道事業者又は指定給水装置工事事業者が施工する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施工する場合は、あらかじめ水道事業者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事竣工後に水道事業者の工事検査を受けなければならない。

3 第1項に規定する指定給水装置工事事業者に関しては、法に定めのあるほか、必要な事項は水道事業者が別に定める。

4 第1項の規定により水道事業者が工事を施工する場合においては、当該工事に関す

る利害関係人の同意書等を求めることができる。

(工事費の算出方法)

第10条 水道事業者が施工する給水装置工事の工事費は、次の合計額に消費税等相当額を加えた額とする。

- (1) 材料費
- (2) 労力費
- (3) 道路復旧費
- (4) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用に消費税等相当額を加えた額を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に水道事業者が定める。

(工事費の前納)

第11条 水道事業者において工事を施工するときは、工事費の概算額を前納しなければならない。ただし、水道事業者がやむを得ないと認めたときは、後納又は分納することができる。

2 前項の概算額については、工事施工後精算し過不足があるときは、還付又は追徴する。

(給水装置の変更)

第12条 配水管の移設その他の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、所有者の同意がなくとも、水道事業者が施行し、これに要する費用は原因者の負担とする。

第3章 給水

(給水停止又は使用制限)

第13条 水道事業者は、災害その他やむを得ない場合又は公益上必要があると認めた場合は、給水区域の全部又は一部につき給水を停止し、又は水道の使用を制限することができる。

2 前項の給水停止又は使用制限について必要な事項は、その都度水道事業者が予告する。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

3 第1項の給水制限、停止、断水又は漏水による損害については、水道事業者はその責任を負わない。

(給水の申込み)

第14条 給水を受けようとするものは、あらかじめ水道事業者に申込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第15条 給水装置の所有者が休業等した場合で、水道事業者が必要と認めたときは、給水装置の所有者は、この規程に定める一切の事項を処理させるため、代理人を選定しなければならない。この場合において、あらかじめ代理人の選定については、水道事業者の承認を得なければならない。

(代表者の選定)

第16条 次の各号の一に該当するときは、代表者を選定し、水道事業者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有するとき。
- (2) 給水装置を共用するとき。
- (3) その他水道事業者が必要と認めたとき。

2 水道事業者は、前項の代表者を不相当と認めたときは、変更させることができる。

(メーターの設置)

第17条 メーターは、水道事業者が給水装置に設置し、その位置は水道事業者が定める。

2 給水量は、メーターにより計量する。ただし、水道事業者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(メーターの保管)

第18条 メーターは、水道の利用者、代表者又は給水装置の所有者（以下「水道利用者等」という。）に保管させる。

2 水道利用者等は、責任をもってメーターを管理しなければならない。

3 水道利用者等は、メーターを亡失又はき損した場合は、水道事業者の定める損害額を弁償しなければならない。

(届出)

第19条 水道利用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ水道事業者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置の使用を開始し、中止し、又は廃止するとき。
- (2) 前使用者の給水装置の使用に関する権利義務を承継し、引き続いて使用する
とき。
- (3) 給水装置の所有権を変更するとき。
- (4) 水道利用者等の氏名又は住所を変更するとき。
- (5) 私設消火栓を消防演習に使用するとき。

2 水道利用者等は、消防用として水道を使用したときは、速やかに水道事業者に届け出なければならない。

(私設消火栓の使用)

第20条 私設消火栓は、消防用又は消防演習の場合のほか、使用してはならない。

2 私設消火栓を消防演習に使用するときは、水道事業者の指定する職員の立会いを受けなければならない。

(給水装置の管理)

第21条 水道利用者等は、水が汚染されることのないよう給水装置を管理し、供給を受ける水又は給水装置に異状があると認めたときは、直ちに修繕その他必要な処置を水道事業者に請求しなければならない。

2 前項の規定により請求がなくとも水道事業者がその必要を認めたときは、修繕その他必要な処置をすることができる。

3 前2項に要した費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、水道事業者が必要と認めるときは、これを徴しないことができる。

4 第1項の管理義務を怠ったため生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(従業員等の行為に対する責任)

第22条 水道使用者等は、その従業員等の行為についても、この規程に定める責任を負わなければならない。

(給水装置及び水質の検査)

第23条 水道事業者は、給水装置の機能又は供給する水の水質について水道使用者等から検査の請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 水道事業者は、前項の検査において特別の費用を要したときは、その実費に消費税等相当額を加えた額を請求者から徴収する。

第4章 料金、加入金及び手数料

(料金の支払義務)

第24条 水道料金（以下「料金」という。）は、水道の使用者から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金について連帯して責任を負うものとする。

(料金の額)

第25条 料金の種類は、一般使用料金及び大口使用料金の2種とする。

2 一般使用料金は、月使用量3,000立方メートル未満の使用者、船舶給水用及び私設消火栓の消防演習用について適用する。

3 大口使用料金は、月使用量3,000立方メートル以上の使用者について適用する。

(一般使用料金)

第26条 一般使用料金の額は、1月につき次の表に掲げる基本料金と使用料金の合計額に消費税等相当額を加えた額とする。

用途	メーター口径	基本料金	使用料金
月使用量3,000立方メートルの使用者及び船舶給水用	13ミリメートル	2,900円	使用水量1立方メートルにつき 222円
	20ミリメートル	4,500円	
	25ミリメートル	5,700円	
	40ミリメートル	9,100円	
	50ミリメートル	11,400円	
	75ミリメートル	17,100円	
	100ミリメートル	22,800円	
	150ミリメートル	34,200円	
	200ミリメートル	45,600円	
私設消火栓の消防演習用			1栓放水時間 10分につき 2,220円

(大口使用料金)

第27条 大口使用料金の額は、1月につき契約月使用量に応じて次の表に掲げる使用料金に消費税等相当額を加えた額とする。

契約月使用水量	使用料金
3,000立方メートル	使用水量1立方メートルにつき 110円
7,200立方メートル	使用水量1立方メートルにつき 85円
24,000立方メートル	使用水量1立方メートルにつき 65円

- 2 月の使用水量が契約月使用量を下回った場合は、契約月使用量をその月の使用水量として使用料金を支払わなければならない。
- 3 新たに大口使用料金の適用を受けることとなって3年間を経過するまでの期間における大口使用料金については、第1項の規定にかかわらず、第1項の表に掲げる使用料金を使用水量1立方メートルにつき20円を減免する。
- 4 大口使用料金の適用を受けようとするものは、あらかじめ水道事業者に申込み、その承認を受けなければならない。

(料金の算定)

第28条 水道事業者は、毎月定例日に使用水量を計量し、その使用水量をもってその計量した日の属する月分の使用水量とし、その月分の料金を算定する。

- 2 前項の規定に係わらず、水道事業者は、必要があるときは、隔月定例日に使用水量をまとめて計算し、その各月分の料金を算定することができる。この場合においては、その計量した使用水量の2分の1の水量をもって、それぞれの計量した日の属する月分及びその前月分の使用水量とし、それぞれの月分の料金を算定する。
- 3 前2項の規定により使用水量を計量すべき定例日は、別に水道事業者が定める。

(使用水量の認定)

第29条 水道事業者は、次の各号の一に該当する場合は、使用水量を認定する。

- (1) メーターに異常があったとき。
- (2) 共用給水装置により、水道を使用するとき。
- (3) その他使用水量が不明のとき。

(料金の前納)

第30条 臨時給水その他水道事業者が必要と認めたときは、給水装置の使用申込みの際、水道事業者が定める料金を前納させることができる。

- 2 前項の料金は、使用中止の届出があったとき精算する。ただし、届出のない場合は、水道事業者が使用中止の状態にあると認めたときこれを精算する。

(料金の徴収方法)

第31条 料金は、請求書、集金又は口座振替の方法により毎月1月分の料金を徴収する。ただし、水道事業者は、必要があるときは、隔月2月分又は数月分の料金をまとめて徴収することができる。

- 2 給水装置の使用を廃止し、又は中止した場合の料金は、その都度使用水量を計量し、臨時徴収する。

(加入金)

第32条 給水装置の新設（新規加入を含む。）又は変更（給水管の口径を増す場合に限る。以下この条において同じ。）をする者から次の表に掲げる金額に消費税等相当額を加えた額を加入金として徴収する。ただし、変更する場合の加入金の額は、新口径に应ずる加入金の額と旧口径に应ずる加入金の額の差額とする。

メーター口径又は私設消火栓については 配水管からの分岐口径	加入金の額
13ミリメートル	30,000円
20ミリメートル	75,000円
25ミリメートル	130,000円
40ミリメートル	400,000円
50ミリメートル	650,000円
75ミリメートル	1,300,000円
100ミリメートル	2,670,000円
150ミリメートル	5,340,000円
200ミリメートル	9,505,200円

2 加入金は、前項の申込みの際に徴収する。ただし、水道事業者が特別の理由があると認めたときは、別にその加入金の納付期日を定めることができる。

3 第1項の加入金は、特別の理由がない限り還付しない。

(手数料)

第33条 手数料は、次の各号の区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、水道事業者が、特別の理由があると認めた申込者については、申込みの後、徴収することができる。

(1) 第9条第2項の工事の設計を審査するとき

1件につき5,000円に消費税等相当額を加えた額

(2) 第9条第2項の工事の検査をするとき

1件につき次の表に掲げる金額に消費税等相当額を加えた額

メーターの口径	手数料の額
25ミリメートル以下	5,500円
40ミリメートル及び50ミリメートル	11,000円
75ミリメートル以上	16,500円

備考 口径は分岐口径とする。

(3) 第20条第2項の消防演習の立会いをするときは、1回につき1,000円に消費税等相当額を加えた額とし、休日及び時間外の場合は、5割増とする。

2 前項の手数料は、特別の理由のない限り還付しない。

(料金等の減免)

第34条 水道事業者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、料金、加入金、手数料その他の費用を減免することができる。

第5章 管理

(検査及び費用負担)

第35条 水道事業者は、管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、適当な措置をさせ、又は自らこれを行うことができる。

2 前項に要する費用は、措置をさせられた者の負担とする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第36条 水道事業者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 水道事業者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第37条 水道事業者は、この規程により納付すべき料金、加入金、手数料及び工事費を期限内に納入しないときは、完納するまで給水を停止することができる。

2 次の各号の一に該当するときは、その理由が継続する間給水を停止し、損害があったときは、これを賠償させることができる。

(1) 料金又は手数料の徴収を免れようとして詐欺その他不正の行為をしたとき。

(2) 係員の業務の執行を拒み、又はこれを妨害したとき。

(3) 正規の手続きを経ないで給水装置工事を行い、又は給水装置を使用したとき。

(4) 給水栓を汚染の恐れがある器物又は施設と連絡して使用する場合等において、水道事業者が使用中止の勧告をしても従わないとき。

(5) メーターを故意にき損したとき。

(料金を免れたものに対する損害賠償請求)

第38条 水道事業者は、詐欺その他不正行為によって、料金又は手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の損害賠償請求をすることができる。

(給水装置の切り離し)

第39条 水道事業者は、次の各号の一に該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

(1) 給水装置所有者が60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がいないとき。

(2) 給水装置が使用中止の状態にあって、将来使用の見込みがないと認めたとき。

第6章 貯水槽水道

(水道事業者の責務)

第40条 水道事業者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道を

いう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 水道事業者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第41条 貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道の管理に努めなければならない。

2 貯水槽水道のうち法第3条第7項に定める簡易専用水道の設置者は、前項に定めるもののほか、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

第7章 補則

(施行細目)

第42条 この規程の施行に関し必要な事項は、水道事業者が定める。

附 則

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

2 この規程施行の際、新潟東港臨海水道企業団給水条例(昭和57年臨海企業団条例第4号)の規定によりなされた承認、許可、指定、検査、申込、届出その他の手続きは、それぞれこの規程の相当する規定によりなされたものとみなす。